### 〈平成16年6月18日箕面市人権施策審議会会長から箕面市長への提言(抜粋)>

パオみのお(精神障害者地域生活支援センター)移転反対問題に対する対応方策に ついて

## 事実経過の概略

- 平成14年夏頃からパオみのおが移転先を探す。
- 12月初、移転先建物賃貸借契約締結。改装工事着手。
- 1月15日、この改装工事が地元の不安を惹起していることが判明。パオは月末までに近隣30軒に個別説明実施。以後、改装工事は中断。
- 1月21日、地元5名、ライフプラザへ来庁。
  - (1) 不特定多数の市民が多い桜井は場所が不適当。
  - (2) 付属池田小学校のような事件が起きる心配がある。
  - (3) 秘密に手続が進められており、事前説明がなかった。
  - (4) 市の委託事業であるのに団体の指導に問題がある等の理由により、計画を白紙に戻すよう主張。
- 2月3日、地域の環境を考える会代表他1名が来庁、2月6日にはコミュニティセンター南小会館に出向き、対応協議。行政から現地見学会的説明会、純粋な事業説明や保健所長による精神障害理解促進講座等の前向きの説明会等を提案。
- 2月10日、移転反対ビラを撒かれたことを確認。重大な人権侵害行為であることを指摘し、抗議。以後、駅ビラ・署名活動・看板と地域の環境を考える会の活動がエスカレートしていくが、その都度、チラシ・署名活動の文章表現が事実に反すること、また人権侵害にあたることを指摘し、抗議。
  - 本市は、保健所等と協調し、箕面市人権啓発推進協議会や箕面市障害者市民施策 推進協議会に報告し、対応を協議しながら、精神障害者市民への影響を最小限に 留めることを第1の課題として事態の早期収拾に努めるとともに、事業の理解を 深めるための催し等の早期開催を図ることを確認。
- 3月24日、コミュニティセンター南小会館において移転説明会を開催。150名 程が参加。
  - 2月中旬、これとは別に、予定建物が無届けの建物であることが判明。本市は、 適法な建物でなければ事業委託できない方針を確認。家族会は、違法状態の回復 方法について、家主を含めて各方面と調整を継続したものの、最終的に予定建物 への移転は断念した。家族会は、このような建物の瑕疵により、やむなく現予定 建物への移転は断念。移転計画自体は継続し、桜井地区を含む箕面市全域を対象 として新たな場所を探す方針。
- 7月22日、南小学校体育館において2回目の説明会を開催。150名参加。
- 9月30日、啓発パネル展示(10月24日まで)広報紙による啓発。9月号:相談事業の特集でパオを紹介。10月号:施設コンフリクトの特集。
- 10月23日、南小コミュニティセンターにおいて家族会と地元有志との懇談。

## 1. 問題解決のための基本姿勢

「施設地域間摩擦は起きる」ことを出発点に、「市民と地域社会を信頼する」ことを根底 に据えて「精神障害者地域生活支援の事業を進める」ことを表明する。

精神障害者に関する教育、啓発を地道に展開するとともに、施設地域間摩擦における誤解や偏見には適切に毅然とした対応をとる。

以上のことを進めていける力を培う。

### (1)「施設地域間摩擦は起きる」ことを出発点に

「まさか箕面において精神障害者の生活支援施設を地域から排除するようなことが起きるとは…。 しかも看板やチラシ、署名といった形で公然と行われるとは想定もしていなかった。|

パオみのおの移転反対運動が起こってからよく聞く感想である。

しかしマスコミの犯罪報道やそれに対する市民の反応をみるまでもなく、精神障害のある市民を「何するかわからない、危険でこわい」ととらえる意識は、市民の中に根強く存在している。そのことは、移設反対運動が起きる前から十分に知っていたはずである。いわば移転反対運動はわかりやすい形で市民の意識、考えを表わしただけのことである。地域のことに無関心であったり、本音を覆い隠している場合よりも、自らの意見をいい、活動するエネルギーは、理解者へと変わったときには大きな力となるであろう。

精神障害者は、これまで地域で暮らしていなかった。地域での暮らしを進めていこうと、やっと国の政策も転換されてきたところである。地域で暮らしていなかった精神障害者が身近なところに「出現」する となると、これまで精神障害者を知らなかった市民にとっては不安をかき立てられる。マスコミ報道などで煽られている「こわい」イメージが膨らむ。施設設置を含めて精神障害者の地域生活を実現していく過程では地域住民との軋轢、摩擦は必ず起きる。 このことを出発点におかないといけない。

#### (2) 摩擦を避けず「堂々と精神障害者地域生活支援施設は設置する」

市は「精神障害者地域生活支援の事業を進めること」を表明する。

目的は施設設置ではなく、精神障害者の地域生活の実現にある。その過程は、たやすいものではなく様々な課題、軋轢がある。施設地域間摩擦もその道程の一つであり、地域に根ざして事業を進め生活を営んでいくのであれば、摩擦を避けるのではなく、堂々と設置し摩擦の中、説得、対話、交流を積み重ねていくことが大切である。

そのため、市は「精神障害者地域生活支援の事業を進めることを表明する」ことが求められる。 行政の対応として、「社会福祉施設設置にあたっては事前説明をする義務はないので、ことさら説明しない」ということでは市民からの不信感を招くおそれが多分にある。将来にわたってその地域に根ざして事業をしていくのであれ

ば、精神障害者の地域生活支援の事業を進めることを住民に「表明」をすることが 大切である。「こそこそと秘密裏に進められた」と誤解されないように、「堂々と当 たり前のこととして設置する」ことを表明する。

「事前説明責任」という責務の範疇ではなく、行政として「地域生活支援」を推 進するということを具体事業をもって表明する。

「施設設置は最大の啓発機会」である。なぜなら一般論、総論としての「福祉・ 人権の問題」ではなく、まさに身近なところでそれぞれの考え方や態度が問われる からである。「表明」は啓発の一環である。

# (3)「市民と地域社会を信頼する」ことを根底に据えて人は理解し合える。

知らない人どうし理解し合えといわれてもできない。ましてや相手が「何をするかわからない、こわい」とされている人であればなおさらのことである。こういった、知らないが故に抱かれる差別意識は、なにも精神障害に対してだけではない。被差別部落や在日外国人の人たち、あるいは HIV 感染者やハンセン病回復者の人たちなどに対しても同じように存在している。しかし、正しい知識を学び、偏見を払拭し、互いに知り合い交流することを通じて、人はお互いに理解し合える。

地域社会は懐が深い。

そもそも地域社会は、多様な状況にある市民、社会的支援を要する市民、それぞれ異なる生活経験や考え方をもつ市民によって成り立っている。逆にいうと、いかにすべての市民が互いに認め合いながら暮らしよい地域社会を作っていくか、その努力を積み重ねていくことが市民の役割の一つであるといえる。これまでも、そのような営みの中で地域社会が形づくられてきた。

事実、施設地域間摩擦は全国の各地で発生しているが、地道で着実な取り組みの中で、施設が設置され地域住民との交流と相互理解が進んでいる事例も決して少なくない。

誰をも排除しない地域社会、互いの多様性を認め合い支え合える地域社会をどう 実現していくか。そのための知恵と力は市民と地域社会にこそある。摩擦の向こう に地域社会の未来がある。

## (4) 誤解や偏見には毅然とした対応をとる

施設設置に対する反対運動は、時として精神障害者に関しての間違った知識や偏見に基づいて行われ、その誤解や偏見を拡大、助長することがある。その場合は毅然とした対応を図ることが必要。

法制度上、施設地域間摩擦に的確に対処できる状況にはないが、国に法整備を働きかけるとともに、市として取りうる方策について研究する必要がある。

# (5) 以上のことを進めていける力を培う

以上のことを進めていくためには、それを裏付ける力が必要となる。残念ながら、

箕面には十分な蓄積がないといわざるを得ない。そのため、真摯に、公務員の研修、 教育啓発の推進、事例の研究、政策研究・政策形成を行っていかなければならない。 併せて、的確迅速に対応できる体制を整備することが必要となる。

(以下 略)

<全文:箕面市ホームページ参照>

市政 > 広報・広聴 > 審議会・協議会・委員会 > 箕面市人権施策審議会 > パオみのお (精神障害者地域生活支援センター) 移転反対問題に対する対応方策 について

https://www.city.minoh.lg.jp/jinken/jinken/singikai/paominoh.html